

平成

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第七号)

二十九年

平成二十九年十二月二十二日(金曜日)

議事日程(第九号)

平成二十九年十二月二十二日 午前十時開議

- 第一 議第六十五号 平成二十九年五條市一般会計補正予算(第六号)議定についての議案の一部訂正について
- 第二 議第六十二号 五條市立奈良良立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の制定について
- 議第六十五号 平成二十九年五條市一般会計補正予算(第六号)議定について
- 第三 議第五十七号 五條市営住宅条例等の一部改正について
- 議第五十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について
- 議第五十九号 市道路線の認定について
- 議第六十号 市道路線の認定について
- 議第六十一号 市道路線の変更について
- 議第六十二号 市道路線の廃止について
- 議第六十三号 五條市5万人の森公園に係る指定管理者の指定について
- 議第六十四号 工事請負契約の締結について
- 議第六十六号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第四 発議第八号 議第五十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について
- 第五 同第二十八号 同第二十八号 五條市監査委員の選任について

- 第六 発議第九号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第七 発議第十号 精神障害者の交通運賃割引を求める意見書について
- 第八 発議第十一号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧野	平岡	養田	伊谷
龍美	美雅	雅耕				佳		雅清		全賢	
雄子	恵	範司	実司	孝秀	秀正		一	司	康	司	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	市長
副市長	副市長
教育長	教育長
理事	理事
技監	技監
市長公室長	市長公室長
総務部長	総務部長
危機管理監	危機管理監
すこやか市民部長	すこやか市民部長
あんしん福祉部長	あんしん福祉部長
産業環境部長	産業環境部長
都市整備部長	都市整備部長
教育部長	教育部長
西吉野支所長	西吉野支所長
大塔支所長	大塔支所長
水道局長	水道局長
会計管理者	会計管理者
秘書課長	秘書課長
企画政策課長	企画政策課長
太田好紀	太田好紀
榎内成吉	榎内成吉
堀内伸起	堀内伸起
山田和宏	山田和宏
八田祥護	八田祥護
辻田友明	辻田友明
和田剛二	和田剛二
山本修治	山本修治
竹本勝美	竹本勝美
稲次裕	稲次裕
井上昭	井上昭
平田耕一	平田耕一
松井和永	松井和永
森川義彦	森川義彦
泉谷進治	泉谷進治
松本武士	松本武士
松本智美	松本智美
中本賢二	中本賢二
西本久美	西本久美

事務局職員出席者

財政課長 西 久 雄  
土地開発公社事務局長 上 田 幸 則

事務局長 坂 口 慎 一  
事務局次長 井 筒 昭 則  
事務局係長 辰 巳 大 輔  
事務局主任 芳 田 佳 名 子  
速記者 柳 ケ 瀬 五 美

午前十時再開

○議長（平岡清司）ただいまから去る十五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、お諮りいたします。

平田都市整備部長から十二月十五日の山口議員の議第五十七号の質問における答弁について発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。配布しております発言取消申出書の発言の取消を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって、平田都市整備部長からの発言の取消申出を許可することに決しました。

○議長（平岡清司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）初めに、日程第一、議第六十五号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第六号）議定についての議案の一部訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）議長に発言の許可をいただきましたので、本日御審議をいただきます議第六十五号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第六号）議定において提出をいたしております、同補正予算書の一部に表記漏れがございましたので、訂正をお願いいたしますと存じます。

当該訂正箇所でございますが、お手元にお配りをいたしております正誤表のとおり、予算書三ページの第二表繰越明許費の表の項中、二、道路橋梁費と四、都市計画費の間に、三、河川費の表記が漏れておりましたため、河川維持修繕事業の項の欄に追記をお願いするものでございます。

なお、表記漏れに至った原因は、文書確認の不足に起因するものでございます。

議員各位には大変御迷惑をお掛けいたしますことをお詫びいたしますとともに、今後このようなことがないように二人一組での確認の徹底など、チェック体制の強化に努めてまいります。

誠に申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（平岡清司）説明が終わりました。

これより本件を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。  
意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時四分休憩に入る

午後二時五十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）日程第二、議第五十二号及び議第六十五号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会養田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第五十二号及び議第六十五号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る十五日の本会議において当委員会に付託され、十八日午前十時及び二十一日午後四時に開会いたしました委員会において提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに議第五十二号、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の制定につきましては、「賀名生分校の生徒で全国募集等に伴う遠距離通学など、通学が困難な者の便宜を図るため寄宿舎を設置するもので、施行期日を平成三十年四月一日と定める一方、準備行為として寄宿舎の使用手続、その他この条例を施行するための必要な行為はこの条例の施行日以前であっても行うことができる」と定めており、当局の説明により了承した次第であります。委員からこの条例にない詳細な規約等についてただしたのに対し、「現在、規則等の制定に向け取り組んでおり、条例施行と同時に施行したい」との答弁があり、委員から、寄宿舎の部屋数と定員、規模をただしたのに対し、「部屋数は、学生用が三十三室、管理人室が一室とランチルーム一室で定員は三十三名となっている」との答弁がありました。また、委員から、使用料一人月額一万二千円と定められているが、維持管理を月額一万二千円でやっつけていけるのかとただしたのに対し、「寄宿舎の運営は舎監、備品等の整備がこれからで、全体の運営費用については平成三十年年度予算で提案する予定で現在精査しているが、生徒の負担は最低限で済むよ

う配慮したい」との答弁がありました。

次に、議第六十五号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為の補正で、歳入歳出予算の補正としては、現計予算額に歳入歳出それぞれ二千七百三十六万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百一億八千四百二十万六千円とするもので、歳出予算の主な内容については追加するものとして、戸籍住民基本台帳費委託料二百九十一万六千円、障害福祉費負担金補助及び交付金百万円、扶助費二千七百四十万円、償還金利子及び割引料九百六十万六千円、臨時福祉給付金事業費、償還金利子及び割引料一千五百三十八万三千円、減額するものとして、し尿処理費委託料二千八百九十四万四千円であり、財源は国庫支出金、県支出金、繰越金で賄うものである。

次に、繰越明許費の補正については、道路改良事業二千三百万円、橋梁維持修繕事業二千五百六十万円、橋梁改良事業一千九百四十万円、河川維持修繕事業一千五百万円、大和二見駅前公衆トイレ整備事業千二百八十四万二千円、防災力強化棟整備事業一億二百七十万円の六事業について繰越明許費を設定するものである。

次に、債務負担行為の補正については、新庁舎敷地整備事業に伴う敷地造成工事等、限度額四億七千万円を平成二十九年から三十一年度の三箇年事業として追加、ごみ中継施設建設事業に伴う建設工事及び施工監理委託業務、限度額四億九千万円を平成二十九年から三十年度の二箇年事業として追加、みどり園跡地整備事業に伴う焼却炉・リサイクルプラザ及び倉庫群の解体工事並びに施工監理委託業務、限度額六億一千万円を平成二十九年から三十一年度の三箇年事業としてそれぞれ追加するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、精神保健福祉手帳医療費扶助についてただしたのに対し、「予算編成時の見込みより利用者の増加が予想以上であったため」との答弁があり、委員から補助が必要な方の情報を事前につかんでいなかったのかとただしたのに対し、「対象となる方には全て個人通知を行い、窓口で未申請の方については申請していただいているが、今回の医療費については、内科や歯科のほか冬場の感染症の流行なども影響し金額が増えたものと考えている」との答弁があり、委員から障害をお持ちの方に申告漏れや本人が申請できないなどの理由があると思うが、それは事前につかんでいただき不自由を掛けないような体制づくりをお願いしたいとの意見がありました。

また、橋梁維持修繕事業・河川維持修繕事業等の事業遅延の理由をただしたのに対し、「本年十月の台風二十一号による被災箇所災害査定対応を優先する中での遅延である」との答弁がありました。

また、大和二見駅前公衆トイレ整備事業の遅延についてただしたのに対し、「JR西日本による既存トイレの撤去が予算上、今年度実施で

きなかったため、大和二見駅前公衆トイレ整備事業費を繰越しするもので、平成三十年度にはJRの予算措置ができ、平成三十年五月中旬にはJRによる撤去が完了する見通しであり、六月には新設トイレの設計積算入札準備に掛かりたい」との答弁がありました。

また、防災力強化棟整備事業一億二百七十万円の事業遅延の理由をただしたのに対し、「台風二十一号により建設予定地が浸水被害を受け、設計見直しの必要が生じたため」との答弁がありました。委員から、今回発注が遅れて良かった面もあるが、前年度に設計ができ必要な事業費の予算が付いているのだから、本来は迅速に事業に取り組むべきではないかとの意見がありました。

また、みどり園跡地整備事業六億一千万円についてただしたのに対し、「現有施設解体の予算であり、解体後の汚染物等の確認調査、整地、残置設備の整備工事及びこれに伴う施工監理費である」との答弁がありました。

また、新庁舎敷地整備事業に伴う敷地造成工事等、四億一千七百万円についてただしたのに対し、工事内容の中で敷地南西側に地下埋設型の容量一、六八〇立米の調整池を設置するとの答弁があり、委員から調整池の地下埋設型の是非について審査する中で資料不足が指摘され、改めて理事者側で資料等準備の上、説明を受けるため、暫時休憩となりました。

委員会再開後、理事者から新たな資料により説明を受けた後、調整池の構造と埋設位置についてただしたのに対し、「構造は計画どおり変えず、埋設位置について隣接する民家への影響を考慮して検討したい」との答弁がありました。また、委員から埋設型調整池のメンテナンス用のマンホールに対する安全管理についてただしたのに対し、「鍵付きマンホールで設計するなど安全面に留意してまいります」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された二議案につきましては、慎重審査を経てそれぞれ採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

なお、議第六十五号については、本日の本会議において理事者より議案の一部の訂正の申出があり、議会の承認を得て修正されたので、再度、総務文教常任委員会を開催し、委員において審議内容の確認を行った結果、審議した内容に影響がないことを確認したことを御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十五日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第五十二号及び議第六十五号の二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に、日程第三、議第五十七号から議第六十四号及び議第六十六号の九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十七号、議第五十八号、議第五十九号、議第六十号、議第六十一号、議第六十二号、議第六十三号、議第六十四号及び議第六十六号の九議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十五日の本会議において当委員会に付託され、十九日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、一部討論を行い、採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十七号、五條市営住宅条例等の一部改正につきましては、市営住宅の共益費の徴収に関する規定を追加するため及び公営住宅法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、共益費の明細や従来徴収手法及び金額についてただしたのに対し、「共益費とは共同住宅における共用施設である階段の電灯代や浄化槽のくみ取り費用等の衛生費など維持運営に係る費用のことで、従来は共同住宅の各自治会等において徴収し運営されている。また、各団地において維持運営に必要な費用が違うため、徴収金額もそれぞれ違っている」との答弁がありました。また委員から、市長が共益費を徴収する場合をただしたのに対し、「入居者の方々が共益費を集められない状況になるなど管理できないと認められる場合等、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めた場合に規則で定める費用を市が徴収することになり、その都度相談する形になるのものと考えている」との答弁がありました。

次に、議五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正につきましては、五條市水道料金等審議会からの答申を受け、水道料金の改定を行うため条例の一部を改正するもので、施行期日を平成三十年四月一日とするとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、漏水対策である石綿管の交換費用と計画期間をただしたのに対し、「事業総額五億四千万円で十年計画とし、毎年予算五千四百万円で管を更新していく予定である」との答弁があり、委員から、国の補助金についてただしたのに対し、「四分の一の国庫補助金を見込んでおり、料金改正についても補助金を見込んだ上で料金改定の一パーセントを算出している」との答弁があり、委員から、値上げが段階的であっても市民の負担はこれだけではない。多種多様な料金値上げなどがあることも踏まえ、議員も理事者も値上げせずに課題を解決できる方法がないか、検討研究すべきではないかとの意見がありました。また、委員から、値上げせず現状で積立金等を活用して進めた場合に、事業収支の赤字はいつから発生するのかとただしたのに対し、「資金がショートしてなくなるのが平成三十度後半からとなり、市の一般会計から繰入れが必要となる見込みである」との答弁がありました。

その後、委員長の許可を得て理事者より水道料金表及び十年間の水道事業概算資料等が追加配布され、水道事業の経営状況について説明を受けた後、意見調整のため暫時休憩となりました。

委員会再開後、委員から議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正について、「一九パーセント値上げは、長引く不況のもと市民にとつては大変な負担となる。水道事業において早急に多額の財政支出が必要と判断できないため、値上げに反対する」旨の反対討論がありました。

また、委員より当該議案に対し、負担が軽くなるよう料金表の段階の見直しを行い、値上げ幅について市内の景気動向等経済状況を鑑み対応し、漏水対策を早急に進めることを求める附帯決議（案）が提出され、起立採決の結果、議第五十八号に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、議第五十九号及び議第六十号、市道路線の認定について、議第六十一号、市道路線の変更について、並びに議第六十二号、市道路線の廃止につきましては、一括して当局から説明を受け審査を行いました。議第五十九号、市道西河内六号線につきましては、市道西河内一号線の一部の狭あい箇所等を回し、既存道路への接続を図るため、市道西河内六号線を新たに市道として認定するもので、議第六十号、市道山陰一三号線・市道山陰一四号線・市道大津一二号線につきましては、平成二十年度から平成二十八年度に掛け実施されました県営ほ場整備事業に伴い市道三路線の新規認定をするもので、議第六十一号、市道路線の変更については、県営ほ場整備事業の換地処分により既存の市道の起終点が新たな地番付けにより変更する十三路線と、既存路線の一部を付け替えたことによる起点を変更する一路線であり、議第六十二号、市道路線の廃止につきましても、県営ほ場整備事業による区画整理により形状が耕作地となったため、道路機能を有しなくなった市道大津八号線を廃止するものである、との当局の説明により了承した次第であります。委員から、路線認定、変更、廃止について、関係者や自治会その他必要な方々との合意についてただしたのに対し、「県営ほ場整備事業は国・県・市・地元受益者との四者で実施する補助事業で換地処分による道路の付け替え、市道認定は地元と十分協議の上、行っている」との答弁がありました。

次に、議第六十四号、工事請負契約の締結につきまして、目的は衛生センター解体撤去工事一式であり、工事概要は、し尿処理棟、ボイラー・ブロー室、煙突、取水ポンプ及び排水口一式他となっており、契約の相手方は村本建設株式会社奈良本店であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、解体工事に当たり、地域住民への説明についてただしたのに対し、「工事中に隣接民家の建物調査を行い、周辺道路や民家等への、ほこりや土砂等の飛散防止、定期的に道路及び周辺の清掃などの配慮をすることとなっている」との答弁があり、委員から、防音シート、養生シート等の処置をきちんと言うなど、そのあたりの監視、監督をお願いしたいとの意見がありました。

また、建物等のアスベストの有無についてただしたのに対し、「事前の調査では各機械設備に使われているパッキン・ガスケット類等に石棉使用の可能性があるため製造年月日等を確認し、諸法令を遵守した適切な解体処分を行うよう仕様書にも記載している」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された議案のうち、議第五十七号、議第五十九号、議第六十号、議第六十一号、議第六十二号、議第六十三号、

議第六十四号、議第六十六号については全員一致で、議第五十八号については起立採決の結果、起立多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正についての反対討論を行います。この条例の内容の主な重点は、約一九パーセントの水道料金を値上げすることであり、対象はこの間、上水道と簡易水道が統合されましたけれども、その統合なった簡易水道の皆さん方にもこの値上げが関係するということでもあります。

値上げを大体二段階に分けて上げていくことでもありますけれども、具体的に正確に申し上げますと、一〇パーセントを値上げするのは平成三十年、来年四月から三十一年の三月まで、そして平成三十一年の四月からはもう一遍に一九パーセント値上げするという、これが条例の内容でございます。

御存じのように、水道行政は市民の命と健康を維持するためにはならない行政でありますし、また個人の生活、営業を支える重要な行政でございます。この水道行政の財源はどういう財源で維持されているのかということ、もう皆さん御存じだと思いますけれども、もう一度重要なこの時期に明らかにしておきますと、水道局の利益ため込みがあればそれを活用するという、もう一つは皆さんからいただく水道料金、そして上水道と簡易水道が統合されましたから国の補助金も引上げられております。これの活用。もう一つは国の有利な起債があります。水道局はね、これも活用できます。それから一般会計からは公営企業第十八条二項に二に基づきまして一般会計から貸付ができます。出資もできます。繰り入れは法律には入ってこないのですけれども、この二つができることは認められておるのですね。だからこういう財源を有利に活用して、なおかつ市民の皆さん方の健康、暮らし、営業を守るためになくてはならない行政でありますから、市民の負担はできるだけ少なくさせていただくことが常に求められる行政であると思えます。

そしたら、今水道局の利益ため込みはどれくらいあるのかということはこの間の質問、資料調査によりまして私が掌握できた範囲内で明らかにしておきます。

まず平成二十八年度決算では、利益が二千三百五十八万円、基金が三億四千八百十三万円、そして御存じのように昭和五十六年から工事が始まりました田園の住宅開発に關しまして、大和ハウス工業株式会社からの給水分担金約二億五千二百四十万円、分担金を払ってもらってあります。しかしその残高が今一千五百七十七万円あります。もう一つ、エルベタウンの住宅開発に關係しまして、住宅開発の近藤産業株式会社から給水分担金として払ってもらった九千五百万円はまだそのまま残っております。それと北宇智工業団地の開発に關係しまして、大和ハウス工業株式会社から機械整備資金として分担金を払ってもらったのが九千五百二十三万円、これもそのまま残っております。もう一つ北宇智工業団地の開発に關係しまして、大和ハウス工業株式会社から水田開発資金として払ってもらった分担金五千万円、これも残っております。これ全部二十八年度決算の中に入っているわけです。これらはやはり議員の皆さん方の質問と追究で明らかになりましたけど、本来は一パーセントもの値上げの議案を提案するんやったら、これだけの金額のため込み利益を議員から追究されなくても、議案の提出と同時に議会に明らかにすべきです。今申し上げました利益と基金の合計をしますと、六億二千七百一十一万円あるんですね、今。これをやはり優先順位を決めて有効に使ったら、一九パーセントの値上げを急ぐ必要はないというふうに考えております。

そして水道料金の値上げの理由のまず一つに、石綿管の交換ということですが、水道局の資料では約六キロメートルあって、その交換の費用が大体五億円と言われております。しかしこの事業には、統合によりまして国の補助金が三分の一付くのですね。だから五億円の三分の一、大体一億七千万円が国からの補助金で、五條市の負担は三億三千万円です。ところがこの六キロメートルの石綿管の交換は順調に進めても十年掛かると言われているんですね。だから一年ごとの予算措置は大体三千三百万円がいいわけです。一遍に五億円も四億円も準備する必要がないわけでありまして、三千三百万円でできるわけです。

したがって、石綿管の交換については、やはり年間三千三百万円を予算調整すれば順調に進むわけですから、先ほどの利益ため込み六億円以上のことから考えたなら、それほど心配いる事業ではないというように私は判断します。

もう一つ、水道料金の値上げの理由の中にありますけれども、水道施設の改修及び耐震化にたくさんお金が要ると、大体この間の答弁では二十五億円から三十億円と言われているん違いますかね。その改修、耐震化の施設の一つは小島の浄水場ですね。一系統、これは昭和三十七年に建設されておりまして、現在五十六年ぐらいたっています。しかしこの間の質疑で明らかになりましたように、県が五條・吉野郡の水道

の広域化の計画を進めておりますから、これを無視して五條市が独自に対応すると、あとで無駄遣いということになりますので、県の広域化の方針、推進具合を早い目に捉えて、議員の皆さん方に協議をしてもらって、議会の議決の結論がほぼ出るという時期までは、小島浄水場の一系の改修は、私は慌ててするべきではないなど。しかしやはり五十六年たっていますからね、一応我々議員も現地調査をして、県の広域化の時期までもつかどうかの調査は我々議員も、また必要ならば専門機関にも依頼して一応検討する必要はあると思いますけれども、やはり余り慌てて改修しても無駄遣いになるということが言えると思います。

もう一つ、大きな金の要る改修、耐震化に小島の浄水場の二系統があります。ところがこの二系統は、建設年度は平成五年に建設しているんですね、まだ二十四年たっているだけなんです。建築基準の改正が昭和五十七年にされておりまして、それ以後の建築は基準もレベルアップされておりまして、この小島浄水場の二系は慌てて耐震化する必要はないのではないかとふうに思います。しかし浄水場一系と一緒に一遍我々議員も現地調査すべきだとは思いますが、思いますが。

もう一つ、改修、耐震化を言われているのが、大野地区の配水池ですね。PCタンク、これは、建設年度は昭和五十四年です。だから現在三十九年ですね、まあしかしですね、五條市内に重要な施設で、建設から三十九年たった公共施設はたくさんあるわけですね。だから何も調査もせずに安易に耐震の工事を発注するというのは良くないと思うんですね。やっぱり担当水道局も我々議員も現地調査をして、やはり専門家の意見も掌握して、すぐに三十九年の大野配水池の耐震化をやらなければどうかということも慎重に検討しなければならないと思います。

もう一つは、丹原町にありますポンプ場ですけれども、これも建設年度が昭和五十四年ですから、現在で三十九年たっております。この件についても先ほどの大野配水池と同じように、水道局はもちろん我々議員も現地調査をして、必要ならば専門家の意見も掌握して、すぐに耐震化の工事に入らなければいかどうかの検討は必要だということふうに考えます。だから急いで膨大な資金、経費の要る改修、耐震化に入るということは、余りにも危険すぎではないかというふうに私は判断します。

もう一つ、水道料金の値上げの理由に、いわゆる水利権の確保についてばくだいなお金が掛かるといふふうに言われているわけですね、私の調べたところによりますと、昭和三十七年に安定水利権を確保して、それからずっと水道の給水に水道局は頑張ってきてくれておるわけですけれども、その後、平成三年に大滝ダム水利使用分割譲渡予約の覚書を五條市長と奈良県知事と締結しまして、大滝ダム完成後は水利権をもらうということの覚書を締結して、平成六年から覚書に基づく暫定水利権が確保されております。しかし現在、暫定水利権はもうなくなっておりますので、引き続きその水利権を確保するために県営水道の持つ国営農業用水再編対策事業による水利権を分割譲渡してもらおう覚書

を平成二十五年、五條市と県知事との間で締結されまして、去年の平成二十八年度から安定水利権が取得できているわけです。この取得に対して今農林水産省は五條市の一般会計から四億三千万円、水道局の上水道事業債、現金ではないです。借金のできる、いわゆる借金して確保したらしい事業債ですからね、これに基づいて四億三千万円払ってくださいというふうになっているわけですけどね、皆さん、五條市の全体の給水量をこの間明らかにしましたけれども、もう一度この機会に明らかにしますと、去年の平成二十八年の水道局が水道水として給水している量が三、四四九、二四八立米なんです、ところがこの三、四四九、二四八立米というのは平成三年に大滝ダムに関する水利権の覚書を結んだ平成三年の三、三五四、一六五立米とほぼ同じなんです。平成十一年には四〇〇万立米超えていましたけれども、今現在は大滝ダム関連の覚書を締結した平成三年と同じ給水量まで減っているわけです。何遍も申し上げますけれども三、三五四、一六五立米なんです、だからこれだけ減っていく中で、これからの将来を予測したときに、平成二十五年に覚書を締結して平成二十八年から水利権を確保してきていますけれども、この農林水産省の請求される五條市の一般会計の繰入れ四億三千万円、水道局の水道事業債四億三千万円を払わないかんもんなのかということ、給水量が一〇〇万立米も減っているわけですからね、これを五條市独自でも国とも協議しながら検討すべきだと、そして検討の結果、給水に関する分担金は払わなければならないけれども、一〇〇万立米も減っているわけですから、もっと分担金、合計八億六千万円、これを減らせないかということも国との協議等交渉すべきだと、これは必ずやらなければならないのではないかと。一〇〇万立米も減っているわけですからね、その努力を議員の皆さん方にも協議してもらい、理事者の皆さん方にもっと努力していただかなければならないのではないかと、私には判断していません。

こういうふうに見ますと、やはり利益、基金がまだ六億二千七百一十一万円あると、そして急いでばくばくいな経費を確保して進めなければならぬ事業というものは、やはり石綿管の交換にしてもそんなにばくばくいな資金を準備する必要はないわけです。施設の改修、耐震化についてもかなり慎重に協議した上で進めなければならぬわけですね、そして水利権の確保の八億六千万円にしても、もっと国・農林水産省と一〇〇万立米も減っているというこれを根拠にもっと交渉すべきだという状況にあると思います。

これらのことから見ますと、やはり我々議員ももっと水道局理事者から詳しい資料を出してもらって、もっともっと協議を深める、その必要が私はあると思います。

したがって、今回の一九パーセント、水道料金の値上げの議第五十八号につきましては、今申し上げましたことを理由に反対させていただきます。どうか賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 以上で討論を終結いたします。

これより議第五十七号、議第五十九号から議第六十四号及び議第六十六号の八議案を一括して採決いたします。

これは、議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正については除くものであります。

お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「十二番」の声あり） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今、私反対討論をさせてもらった議第五十八号も一括：（「入ってません」の声あり） 入ってませんの。はい。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司） 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第四、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 発議第八号 議第五十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十九年十二月二十二日提出

提出者 厚生建設常任委員会委員長 吉田 正

○議長（平岡清司） 提案の趣旨説明を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第八号、議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議第五十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正に対する附帯決議（案）

議第五十八号、五條市上水道事業給水条例の一部改正について、現在の水道料金を値上げするものである。

料金改正については、従量料金の段階を使用者の負担を少なくするため見直し、また値上げ幅についても、市内の景気動向等経済状況を鑑み対応すること。

また、年間六五万立米、金額ベースで約一億二千万円にも及ぶ漏水対策についても、これの解消に向け漏水管の改修整備を早急に求める。  
以上、決議する。

平成二十九年十二月二十二日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げ、各位にはよろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。（「四番」の声あり） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）ただいまの附帯決議について、私はこの料金改正に対して反対させていただきました。ただこの附帯決議の中で、私自身が同感する部分もあります。ただし、値上げに関しては今の現状では反対であります。なので、この附帯決議（案）に関しては、私自身の考えとして整合性が認められませんので、この採決については退席させていただきたいと思っております。お許しいただけますか。

○議長（平岡清司）なお、この採決は起立により行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よつて発議第八号に対し、本案のとおり附帯決議をすることに決しました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、同第二十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第二十八号 五條市監査委員の選任について。

○議長（平岡清司）地方自治法第一百七十七条の規定により、岩本 孝議員の退席を求めます。

〔七番 岩本 孝退場〕

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程されました同第二十八号、五條市監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員のうち、議員のうちから選任をされていきました岩本 孝委員が本年十一月三十日の議員の任期満了により、監査委員の任期も満了となりましたので、新たな監査委員を選任いたしたく地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の同意を求めるものであります。

岩本議員には在任中、鋭意五條市の在り方について、又効率的な監査に御尽力をいただいたところであります。岩本 孝議員には再度監査委員として御尽力をいただきたく議員のうち選任する監査委員をお願いするものであります。

岩本議員は人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する方であり、議員各位には御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

岩本 孝議員の着席を許可します。

〔七番 岩本議員入場〕

○議長（平岡清司）次に日程第六、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口愼一）発議第九号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十九年十二月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 山口耕司

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（案）

教育長の給与水準が全国及び奈良県下の市と比較しても極めて低いことが、その後の調査で判明した。

また、五條市における学校適正化、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の魅力化事業など新たな取組が始まったばかりで今後ますます教育長の指導力が重要となり、一朝一夕にはいかなない懸案に取り組み、五條市教育行政の更なる発展を目指し陣頭指揮をとる教育長の負担が大ききこと及び将来的な展望を図るため給与月額のパワーセント相当の増額を提案するものである。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十五年四月五條市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第二号第一項中「五十七万五〇〇〇円」を「六〇万六〇〇〇円」に改める。

附則 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年十二月二十二日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この議案につきましては、私は退席させていただきました。採決につきましては棄権をさせていただきます。

その理由は、御存じのように九月議会におきまして教育長の給与の引下げ議案が理事者側から出てきたわけですね、それに対して私は引下

げに賛成させていただきました。しかしですね、今回のこの議会で市会議員側から引上げ案を出すという、この議案の提出の仕方には私は賛成できません。この理由につきましても、九月議会でも理事者側が大部分かっているはずですが。

したがいまして、ただいま申し上げました理由によりまして、退席させていただきますので、議長、取り計らいのほどよろしく願います。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

○議長（平岡清司）お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第七、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第十号 精神障害者の交通運賃割引を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。

平成二十九年十二月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 山口 耕 司

○議長（平岡清司） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号、精神障害者の交通運賃割引を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

精神障害者の交通運賃割引を求める意見書（案）

障害者基本法は、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されており、障害者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めております。

障害者の自立や社会参加を促進するためには公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、ＪＲ、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に障害者に対する交通運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っております。

しかし、精神障害者については、現在もお交通運賃割引制度の対象から除外されており、社会参加を促す上で大きな課題となっております。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉社会連合会が実施したアンケート調査結果（回答者約四千八百人）によると、精神障害者の一箇月の平均収入は約六万円、そして無年金者は約二〇パーセントにも及び、当然のこととして交通費の負担が大きく、作業所に行くのを辞めた、どこにも出掛けないようにしている、外出は自転車で行ける範囲など、社会参加には、ほど遠い深刻な実態が明らかになっております。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成二十六年二月に国連障害者権利条約が締結され、同条約第二十条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすすい費用で移動することを容易にすること。」及び第四条では「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めております。

一連の国内法や条約に照らせば、障害者の交通運賃割引制度から精神障害者が除外されている状況は、一刻も早く是正されなければならない

い問題であります。

よって、国においては、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働き掛け、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

ここに地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年十二月二十二日

#### 五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げ、各位には、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）次に日程第八、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 発議第十一号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。

平成二十九年十二月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 山口耕司

○議長（平岡清司） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十一号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書（案）

五條市は、奈良県の南和地域の中心として大阪府、和歌山県、吉野方面に向かう結節点であり、古来より交通の要衝として発展してきたが、近年は高齢化と若者の人口流出により人口減少に歯止めが掛からない状況の下、市内三地区において県とまちづくり連携協定を締結し、地域活性化に向けて、基本構想・基本計画を策定し、まちづくりを進めております。

本年、念願でありました京奈和自動車道の五條北インターチェンジから御所南インターチェンジ間が八月に開通し、和歌山ジャンクションから橿原高田インターチェンジ間の六一・七キロメートルが一本につながったところでありますが、以北の橿原高田インターチェンジから橿原北インターチェンジ間は未整備であることから、休日は開通区間のトンネル内部まで渋滞が発生している状況下であり、京奈和自動車道の早期の全線開通は不可欠であります。

また、山間地域である西吉野町、大塔町へつながる国道一六八号は毎年のように土砂崩れによる通行止めが発生し、地域住民の生活道路を寸断するばかりだけではなく、近隣の十津川村、野迫川村の産業や観光などの地域振興の発展にも大きな影響を及ぼしている状況であります。平成二十三年九月の紀伊半島大水害により、県南部を中心に甚大な被害が発生し、近年ようやく復興に向けて進み始めているところではあ

りますが、近い将来に発生が危惧される南海トラフ大地震や、今後も発生するであろう土砂災害に備え、命の道である国道一六八号の災害防除事業や地域高規格道路の整備は、本市において極めて重要な施策であり、課題解決までには、まだまだ道のりは長く険しいところでありま

す。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等の嵩上げ措置が、平成二十九年

度で終了となることは、本市の今後の産業、観光の発展を大きく揺るがすものであります。

よって、国におかれましては、道路財特法の嵩上げ措置を、平成三十年以降も継続し、今後とも「国民の安全安心の確保」や「地方の産業・観光の発展による地域の活性化」の実現に向けて、地方の道路財源をより一層充実強化されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年十二月二十二日

#### 五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げ、議員各位には、よろしく御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続審査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十五日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したい  
と思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目  
指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

また、時節柄健康には十分御自愛いただき、良い年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十九年第四回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともお忙しい中、慎重審議を賜り誠にありがとうございます。

本定例会に提出いたしました議案は、原案のとおり可決、同意をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

併せて監査委員の選任同意を得まして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、御同慶に堪えないところであります。

本定例会は市議会選挙後初めての定例会ということで、平岡清司議長が選任され、新体制でのスタートを切っていただくこととなりました。議員各位には更なる市民目線で、市民の多様な意見の代表として本市の発展に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる決議案につきましては、市民の代表である議員各位の総意として非常に重く受け止め、我々理事者側といたしましても真摯に今まで取り組みを行ってきたところであります。

一方、住んで良かった元気な五條市の実現に向けて職員と共に一丸となって取り組んでいるところではありますが、現在のところ御理解の至らないこともあります。このようなことから、議会と理事者は市民のためにスムーズな市政運営にあたっていかなくはなりません。

今後におきましては、市民の代表である議員と共に、市政運営が停滞、又は後戻りしないように御協力お願い申し上げます、我々は今後とも市民目線に立つてあらゆる事案に対しまして、市政運営に邁進していく所存でありますので、議員各位におかれましてもどうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、今年も残すところあと少しとなり、寒さもいよいよ厳しくなっております。議員各位には年末年始、多忙な日が続くと思存しますが、どうか御健康には十分御留意いただき、御家族おそろいで輝かしい平成三十年の新春をお迎えくださいますよう心から御祈念申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（平岡清司） これをもちまして、平成二十九年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午後四時十一分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 平 岡 清 司

署 名 議 員 養 田 全 康	署 名 議 員 伊 谷 賢 司
--------------------------------------	--------------------------------------